

地表面粗度区分

	地表面粗度区分	環境	イメージ	Zb	ZG	α
I	都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域	極めて平坦で障害物がない	海上	5	250	0.10
II	都市計画区域外にあって地表面粗度区分 I の区域以外の区域(建築物の高さが13メートル以下の場合を除く。)又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1,500メートル以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が500メートル以内の地域。(ただし、建築物の高さが13メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200メートルを超え、かつ、建築物の高さが31メートル以下である場合を除く。)	海岸線又は湖岸線までの距離が500m以内の区域。(海岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。)	田園地帯	5	350	0.15
III	地表面粗度区分 I、II 又はIV以外の区域		市街地	5	450	0.20
IV	都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域		都心部	10	550	0.27